長期安心保証「修理費請求」

～ 修理受付から修理費請求・精算までの流れ ～

修理の受付	・お客様が「長期安心保証」に加入されている商品の修理に限ります。 ※加入の有無、保証期間を確認してください。確認が取れない場合は、保証対象となりません。 ＊保証期間は、長期安心保証申請書に記載の修理保証開始日から終了日に準じます。
故障内容の確認 「修理実施前確認書」の提出	・お客様から不具合の内容についてヒアリングを行い、受付店において外部から判断できる範囲で修理方法・交換部品等の仮判定をしてください。 ・修理に着手する前に、故障発生の連絡として「修理実施前確認書」を記入し、必ず組合にFAXをしてください。（★**「修理実施前確認書」の事前提出が必須です。**）
保証範囲の説明	・組合から「修理実施前確認書」が返信された後、お客様に保証対象の内容・範囲（「修理実施前確認書」記載の項目及び「長期安心保証券」記載の「約款」）を説明し、了解を得てください。 ※部品交換を伴わない修理は保証対象外です。 ※消耗品等（「別表」の対象外部品を参照）の交換は保証対象外です。 ※メーカー修理等で発生する出張料はお客様負担となります。 ※修理着手後に保証対象外であることが判明した場合、修理費用等はお客様負担となります。
修理の手配	・メーカー修理もしくは自店修理にて修理を実施してください。 ※東芝製テレビ修理（パネル・モジュール等の交換）の場合はメーカー修理で対応し、修理実施前にメーカー作成の「修理見積書」を必ず組合に提出してください。 事前に「修理見積書」の提出がない場合は、保証ができない場合もあります。 ・修理完了後3ヶ月以内に発生した同一箇所の故障については、保証の対象外となります。
修理費の請求・精算	・「長期安心保証修理明細請求伝票」を記入し、組合にFAXをしてください。 ※メーカー修理の場合は、メーカー発行の修理完了報告書または請求書を添付してください。 ※自店修理の場合は、メーカー発行の交換部品の納品書または請求書を添付してください。 ・修理費は添付された修理完了報告書・請求書、交換部品納品書・請求書を基に組合で計算し、精算額（支払額）を修理明細請求伝票に記載をして返信いたします。 ※自店修理の場合の修理工賃は、パナソニックの技術料（税込）の80％（組合員価格）で計算 ※組合店手数料の支払いは、（交換部品代金（税込）＋修理工賃（税込））×20％で計算 ＊「組合店手数料」の支払い上限額は4,000円とし、同一商品での2回目の故障の場合は10％で計算、3回目以降の故障の場合は0％となります。 ・理事長による修理内容の精査、承認後に修理受付店の銀行口座に振り込みをいたします。